



日本弁理士会 常議員会議長  
吉田 精孝

## 新役員制度下の常議員会への期待

*monthly word*

### 今月のことば

日本弁理士会における現行役員制度下の最後の常議員会議長として会務に携わって早9ヵ月が過ぎ去りました。残す任期が3ヵ月余りとなるにつれ、次年度からスタートする新役員制度下での常議員会に対して期待が膨らむところであります。

この現行役員制度は平成15年1月1日に施行された新弁理士法の下で創設されたものであります。現行の常議員会の決議事項は、日本弁理士会会則第78条によれば、

- (1) 正副会長会から委嘱された事項を審議し、決議すること
- (2) 会則の制定、改正又は廃止に関する議案について審議し決議すること
- (3) 委員会の設置に関して審議し決議すること
- (4) 正副会長会の予算外支出又は予算超過支出に関して審議し決議すること

となっております。

上記の決議事項(2)(3)(4)はそう滅多にあるものではありませんから、現行の常議員会が活性化するか否かは正副会長会からの審議委嘱事項次第ともいえるものであります。

幸いにも、本年度は、正副会長会から数々の審議事項が委嘱され、これらを過去3回の常議員会或いは月1回毎に開催される第一委員会、第二委員会並びに調整委員会を含む全体合同委員会などの審議委員会における審議を経て、決議書或いは意見書として正副会長会に提出して参りました。

決議書の内容につきましては会長名にて会員各位に常議委員会の決議としてお知らせの通りであります。残り3ヵ月で未審議の依頼事項をまとめ上げなければならない上に、臨時総会先議のための第4回目の常議員会の開催が予定されておりますので、常議員各位におきましては引き続き多大なご協力をお願いする次第であります。

さて、前述のとおり次年度からは総会に次ぐ審議機関として、正副会長、執行理事および常議員で組織される常議員会が創設されます。ちなみに、この新たな常議員会は招集される度に議長が選出されるため、現行制度の様に年度内と通して議長を名乗る者が存在しなくなるということです。

ところで、この新たな常議員会の議決事項は今のところ、

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 綱紀委員会、審査委員会、紛議調停委員会及び選挙管理委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

となっております。

つまり、上記のような決議事項に鑑みれば新たな常議員会はミニ総会といえるものです。また、新たな常議員会での審議に地域の意見を反映させるため、常議員は、60名に増員するとともに、地方選挙区ごとの選挙によって毎年半数（30名）を改選により選出することとなりました。

この様に、常議員会における総会先議が会則上明確にされていること、常議員は地方選挙区の代表的性格をも帯びていることなどに鑑みれば、現行制度下と比較して、常議員会および個々の常議員が担うべき役割がより明確になっているといえます。これにより常議員各位の使命感が強化される共に常議員会のより一層の活性化が期待され、ひいては日本弁理士会の組織強化が図られるものと期待されるところであります。

また、先に述べた如く新役員制度下での常議員が地域代表的性格も帯びていることにより、とりわけ今後全国にくまなく設置される支部などの地域問題については、対象地域選出の常議員の意見

が、さらにはその常議員を通じて地域会員の意見が十分に反映される常議員会運営が期待されるところであります。

さらに、常議員会は上記の「その他会長が認める事項」を審議できることから、会務の執行を直接担うものでなければ、常議員会が会務執行に関連した具体的な事項につき審議し、正副会長及び執行理事を補助することが可能と思われれます。このことは、常議員会の活性化につながるとともに、正副会長の繁忙性の軽減と執行役員会の機動性の確保に寄与することが期待されるところであります。

この他、新役員制度下の常議員会には様々な観点から期待が寄せられることでしょう。この新役員制度に参画する新役員は先に実施された選挙ですでに選出されていることはご承知の通りです。新役員制度下の常議員会に期待しようではありませんか。